

次期の電波利用料について

2010年5月12日
UQコミュニケーションズ株式会社

電波利用料の使途及び予算規模について

- ① 電波利用料の使途については、現行の電波法103条の2第4項の枠組みを維持すべき
- ② 予算規模については現行の枠組みを拡大解釈等により肥大化することのないようにすべき
- ③ 電波利用料の趣旨に照らし歳入額と歳出額はバランスを図るべきであり、歳入額が歳出額を上回った場合の使途は原則として目的に沿ったものとすべき
- ④ 上記の趣旨から、ブロードバンド普及にも有効な手段であるBWAエリア整備も使途に加えるべき
- ⑤ 同様に研究開発等について、以下の取り組みを充実すべき
 - ・国民の電波に対する不安を取り除くための電波の安全・安心のための研究及び国民に対する広報活動

電波利用料の料額について

① 負担の公平性を確保すべき

- ・放送事業者と電気通信事業者との利用帯域に応じた負担バランスを図るべき

② 1契約複数機器利用サービスの未使用機器の電波利用料徴収は廃止すべき (次ページ以降参照)

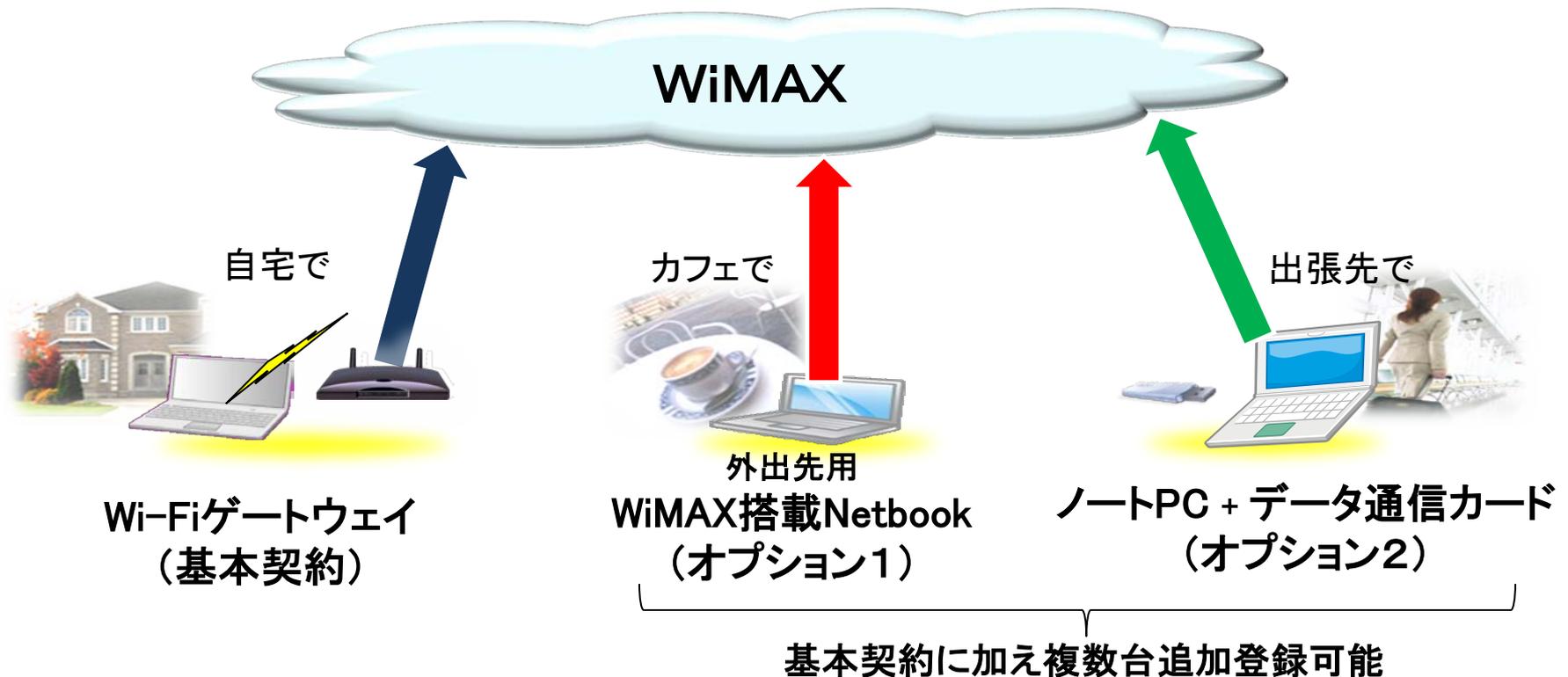
- ・SIM方式との同等性の確保
- ・多様な端末の創出

③ 今後データ通信端末については組込型等多様な端末の創出が予測され、利用方法についてもMachine-to-Machine利用、センサー的利用等様々な利用用途の創出が見込まれるため、公平かつ合理的な料額算定とすべき

- ・組込型端末の電波利用料の引き下げ

機器追加オプションサービス

- 1つの契約でさまざまなWiMAX搭載機器を使い分けることが可能
- 同時に接続できるのは1台のみ。(後発接続を優先して接続)



例) Wi-Fiゲートウェイで通信中に、NetbookにてWiMAXにアクセスすると、Wi-Fiゲートウェイの通信が切断され、Netbookの通信が開始される。

複数機器利用時のWiMAX方式とSIM方式との相違点

WiMAX方式

- 利用するWiMAX機器を事前に登録
 - WiMAX上で機器の認証を行うために電波を発射
 - ネットワーク側で認証後通信を開始
- 事前登録の機器は利用しうる状態
→ 登録されている機器は全て電波利用料を徴収

SIM方式

- SIMロックがかかっていない機器は利用可能
 - SIMで認証
- SIMを挿入しないと電波は発射しない
→ SIM単位で電波利用料を徴収

同時に通信可能な機器は両方式ともに1台

採用する方式の相違により電波利用料の負担に差異が出ることは避けるべき

⇒ 過度な電波利用料の徴収廃止により多様な機器の創出へ！

その他措置すべき点について

オークション制度の導入については、以下の点を考慮した十分な検討を行った上で慎重に判断すべきであり、導入を前提とした性急な議論は避けるべき

- ① 電波利用料の目的・性格を明確にした上で、現行の電波制度/電波利用料制度との整合性を確保すべき
 - ・オークション落札額の利用用途、電波利用料の有無、支払い方法
 - ・免許付与期間
 - ・電波の利用用途 等

- ② 海外での失敗事例のようにオークション落札額がいたずらに高騰し、
 - ・資本力のある企業しか参入できないような状況
 - ・オークション落札額の支払いで企業が疲弊しサービス提供に支障が出る状況
 - ・転売が是認されるような状況 等
 が発生しないような仕組みを導入すべき

- ③ 全ての電波利用料が経済的価値のみで設定されることなく、誰もが使い易い電波利用料制度を維持すべき

- ④ オークション落札額は最終的にはサービス提供料金に反映されることから、国民の十分な理解を得るべき